

Instagramを活用した投稿キャンペーン及び写真展開催業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置
要綱

令和 7 年 3 月 14 日 制定
〔文化スポーツ部国際政策課〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、Instagramを活用した投稿キャンペーン及び写真展開催業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 7 名をもって組織する。

- 2 委員は、文化スポーツ部長、文化スポーツ部次長、国際政策課長、国際政策課シティプロモーション係長、広聴広報課広報係員、観光政策課観光係員、園芸畜産振興課 6 次化・輸出推進係員とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、文化スポーツ部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は審査を実施するにあたり会議を開催することができる。

- 2 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

(選定基準)

第 6 条 選定基準は、Instagramを活用した投稿キャンペーン及び写真展開催業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、文化スポーツ部国際政策課において処理する。

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。
- 3 令和 7 年 4 月 1 日以降は、文化スポーツ部は文化スポーツ観光部、国際政策課は観光政策課、観光

政策課観光係は観光政策課観光交流係、園芸畜産振興課 6 次化・輸出推進係は園芸畜産振興課 6 次化推進係と読み替えるものとする。